

平成 2 5 年

第 7 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 議 録

自 平成 25 年 10 月 2 日  
至 平成 25 年 10 月 2 日

飯 館 村 議 会

平成25年第7回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	10. 2	水	本会議	午前10時00分	<p>開 会</p> <p>1. 仮議席の指定</p> <p>2. 議長の選挙</p> <p>3. 会議録署名議員の指名</p> <p>4. 会期の決定</p> <p>5. 副議長の選挙</p> <p>6. 議席の指定</p> <p>7. 常任委員の選任</p> <p>8. 議会運営委員の選任</p> <p>9. 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会委員の選任</p> <p>10. 相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙</p> <p>11. 村長の提案理由の説明</p> <p>12. 議案審議</p> <p>13. 議員派遣の件</p> <p>閉 会</p>

平成25年10月2日

平成25年第7回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

平成25年第7回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年10月2日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日	開会	平成25年10月2日 午前10時15分				
時及び宣告	閉会	平成25年10月2日 午後 2時53分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	1番 高野 孝一		2番 渡邊 計		3番 菅野 新一	
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 山田 郁子		書記 糯田 文也	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川 亨	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会長	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年10月2日(水)・午前10時00分開会

議事日程(第1号)

- 日程第 1 仮議席の指定
  - 日程第 2 議長の選挙
- 

議事日程(第2号)

- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会委員の選任
- 日程第10 相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第11 村長の提案理由の説明
- 日程第12 議案第62号 飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第63号 平成25年度飯館村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第64号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 発議第12号 飯館村議会広報編集特別委員会の設置について
- 追加日程第2 発議第13号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について
- 追加日程第3 発議第14号 分収造林の分収割合等調査特別委員会の設置について
- 追加日程第4 発議第15号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第15 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

事務局長（齊藤修一君） おはようございます。

本臨時会は一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員中、菅野新一議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。菅野新一議員、議長席にお着きいただきます。

臨時議長（菅野新一君） おはようございます。

ただいま紹介されました菅野新一です。地方自治法107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

定足数に足しておりますので、ただいまから平成25年第7回飯館村議会臨時会を開催します。

(午前10時15分)

### ◎開議の宣告

臨時議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。本日の議事日程はお手元に配付のとおりと決定したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

臨時議長（菅野新一君） 異議なしと認め、配付のとおり決定しました。

### ◎日程第1、仮議席の指定

臨時議長（菅野新一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席のとおりと指定します。

### ◎日程第2、議長の選挙

臨時議長（菅野新一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

臨時議長（菅野新一君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人の指名をします。会議規定第32条第2項の規定によって、立会人に北原 経君、松下義喜君を指名します。

投票用紙の配付をします。

(投票用紙配付)

臨時議長（菅野新一君） 念のため申し上げます。投票用紙は単記・無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

臨時議長（菅野新一君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱の点検をします。

(投票箱点検)

臨時議長(菅野新一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長、お願いします。

(事務局長の点呼により順次投票した)

臨時議長(菅野新一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

臨時議長(菅野新一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に開票を行います。北原 経君、松下義喜君、開票の立ち合いをお願いします。

(開 票)

臨時議長(菅野新一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

大谷友孝君 6票

佐藤長平君 3票

伊東 利君 1票です。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、大谷友孝君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開放)

臨時議長(菅野新一君) ただいま議長に当選されました大谷友孝君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

大谷友孝君から発言を求められておりますので、これを許します。大谷友孝君。

8番(大谷友孝君) ただいま投票の結果、温かいご支援をいただきまして議長の座に就任をいたしました。立候補に際しての挨拶にも申し上げましたが、今こそ村民の声を村政にこの基本に立ち返り、議会を取りまとめてまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方の温かいご支援ご協力を切にお願いを申し上げ、就任の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

臨時議長(菅野新一君) 大谷友孝議長と議長席を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。大谷友孝議長、議長席にお着き願ひます。

議長(大谷友孝君) 議長を交代いたしました。

#### ◎諸般の報告

議長(大谷友孝君) 日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件 1 件、条例案件 1 件で、人事案件につきましては後ほど送付予定であります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から 8 月分の月例出納検査の結果について、議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第 3、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、渡邊 計君、高野孝一君、菅野新一君を指名します。

◎日程第 4、会期の決定

議長（大谷友孝君） 日程第 4、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

◎日程第 5、副議長の選挙

議長（大谷友孝君） 日程第 5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員数は 10 人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に北原 経君、松下義喜君を指名します。

投票用紙を配付します。

議長（大谷友孝君） 念のため申し上げます。投票は単記・無記名です。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（大谷友孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長。

（事務局長の点呼により順次投票した）

議長（大谷友孝君） 投票漏れはありませんか。



(「なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。北原 経君、松下義喜君、開票の立ち合いをお願いいたします。

(開 票)

議長(大谷友孝君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

飯樋善二郎君 6票

佐藤 八郎君 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、飯樋善二郎君が副議長に当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開放)

議長(大谷友孝君) ただいま副議長に当選されました飯樋善二郎君が議場におられますので、  
会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

飯樋善二郎君から発言を求められておりますので、これを許します。飯樋善二郎君。

6番(飯樋善二郎君) 一言ご挨拶をさせていただきます。このたび、不肖私が図らずも全く  
予見もいたしませんでした重責を担うことになりました。改めて身の引き締まる思いでい  
っぱいでございます。私は役割は言うまでもなく微力ではございますが議長をサポートし、  
各議員の方々の融和を図るとともに、開かれた議会の運営と村民の負託に応えていくため  
に最善を尽くしていかなければならないと考えております。

これまで多くの先人たちが築き上げてきた村の歴史も、ともに力を合わせて自然の恵み  
とともに歩んできた工夫を凝らした生活も全て原発事故により奪われてしまいました。飯  
館村は発足以来の存亡の最大の危機を議会はもとより村を挙げて乗り越えていかなけれ  
ばなりません。そのためには長引く避難生活により希望を失いかけていたり、家族が分断  
され当たり前の生活ができていない多くの課題がある現状を一日も早く変えていかなけ  
ればなりません。議員各位の共通認識のもと、村の復興復旧を進めていくために、より一  
層のご協力とご理解を賜りますようお願いをいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。  
よろしく申し上げます。

◎休憩の宣告

議長(大谷友孝君) 暫時休憩いたします。再開は11時00分といたします。

(午前10時41分)

◎再開の宣告

議長(大谷友孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎日程第6、議席の指定

議長（大谷友孝君） 日程第6、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定によって、議長において議席を指定します。

議席の番号と議員氏名を事務局長に朗読いたさせます。事務局長。

（事務局長の朗読）

議長（大谷友孝君） ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。議席の移動をお願いします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

◎日程第7、常任委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第2項の規定によって、総務文教常任委員に高野孝一君、松下義喜君、伊東 利君、佐藤長平君、私大谷友孝、以上の5人を総務文教常任委員に、産業厚生常任委員に渡邊 計君、菅野新一君、北原 経君、佐藤八郎君、飯樋善二郎君、以上の5人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。再開は13時10分といたします。

なお、これから総務文教常任委員会を議員控え室に、産業厚生常任委員会を会議室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

（午前11時04分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

議長（大谷友孝君） ただいま各常任委員会から委員長、副委員長の選任について、総務文教常任委員長に松下義喜君、総務文教常任副委員長に高野孝一君、産業厚生常任委員長に北原 経君、産業厚生常任副委員長に菅野新一君、以上のとおり報告がありました。

◎日程第8、議会運営委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第2項の規定によって、高野孝一君、松下義喜君、北原 経君、飯樋善二郎君、以上4人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第9、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第9、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、高野孝一君、渡邊 計君、菅野新一君、北原 経君、松下義喜君、伊東 利君、佐藤八郎君、佐藤長平君、飯樋善二郎君、以上9人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員に選任することに決定いたしました。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。再開は1時20分といたします。

（午後1時12分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時20分）

議長（大谷友孝君） ただいま議会運営委員会から委員長、副委員長の選任について、委員長に松下義喜君、副委員長に北原 経君、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会から委員長、副委員長の選任について、委員長に飯樋善二郎君、副委員長に松下義喜君、以上のとおり報告がありました。

報告事項がありますので、事務局長に報告いたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

先ほど発議第12号飯館村議会広報編集特別委員会の設置について、提出者飯樋善二郎議員、賛成者全員より発議第13号高速自動車道整備促進特別委員会の設置について、提出者飯樋善二郎議員、賛成者全員より発議第14号分収造林の分収割合調査特別委員会の設置について、提出者飯樋善二郎議員、賛成者全員より発議第15号議会議員の議員報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が提出者松下義喜議員、賛成者北原 経議員よりそれぞれ提出されております。

次に、先ほど人事案件1件が村長から送付されております。以上であります。

◎日程第10、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

議長（大谷友孝君） 日程第10、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定

しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

相馬地方広域市町村圏組合議会議員に北原 経君、高野孝一君の両名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました北原 経君、高野孝一君を相馬地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました北原 経君、高野孝一君が相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました北原 経君、高野孝一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

#### ◎日程第11、村長の提案理由の説明

議長(大谷友孝君) 日程第11、村長提出の議案第62号から議案第64号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長菅野典雄君。

村長(菅野典雄君) 本日ここに平成25年第7回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち9月定例村議会以降の村政の主な動きをご報告いたします。

まずもって、去る9月22日に執行されました飯館村議会議員一般選挙において、見事当選されました皆様に心からお祝いを申し上げます。今回の選挙は定数2名減に加え、全村避難というかつてない厳しい環境の中での選挙でありましたので、何ほどこご苦勞があったのではないかと推察しているところでもあります。どうか、向こう4年間、復興はもとより村民の生活の安定と福祉向上のため、議員各位の議会活動にご期待を申し上げるものであります。

さて、原発事故以来2年6カ月が経過をし、村民は先行きの見えない長引く避難生活にいら立ちと疲労感は限界に達しているものと思っているところでもあります。村としても、一日も早い復興再生に向け、よりスピード感を持って取り組まなければと改めて意を強くしているところでもあります。そのためには、何といても除染を早期に完了させなければなりません。当初の計画から約2年ほどおくれしており、除染の加速化に向け現在国と協議を重ねているところでもあります。仮置き場、仮仮置き場の確保、いぐねの伐採など課題はありますが、汚染された我がふるさとをかつてのように美しい村に一日も早く取り戻したいという思いは村民ひとしく同じ考えではないかと思っているところでもあります。引き続き、徹底した除染を国に求め、帰村できる環境を早期に整備してまいりたいと考えているところでもあります。

つきましては、村民の同意はもとより仮置き場、仮仮置き場の確保などについて議員各位の特段のご理解とご支援をお願いするものであります。

次に、復興計画についてであります。現在第4版の策定に向け行政区計画と土地利用計画の見直しについて各行政区のワークショップを行っており、10月下旬には第2回目のワークショップの開催を予定しているところであります。12月には中間の行政区計画案としてまとめ、村内拠点整備への具体的な事業計画、さらにはその他の重点プロジェクトなどを取りまとめた後、議会と協議をさせていただきながら、来年2月ごろを目途に第4版の復興計画を策定していきたいと考えているところであります。

次に、東京電力の賠償関係ですが、農地と山林の賠償がまだ示されておられません。国からの説明によりますと、ことしの12月ごろまでには基準が示されるとのことです。また、深井戸掘りの賠償、さらには各地区の集会所などの賠償については現在東京電力で基準を取りまとめ中であり、まとまり次第村民に周知をしたいと考えているところであります。

次に、未請求者対策ですが、現在リスト策定をし、東電と突き合わせを行っており、時効で請求できなくなることを防ぐよう取り組んでいるところであります。その他、復興のための各施策を初め雇用の確保、農地の再生、健康や福祉、さらには教育の充実など当面する課題が山積みしており、議会とも十分協議させていただきながら、これらの課題解決のため誠心誠意取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご理解とご協力をお願いするものであります。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第62号は、飯舘村企業立地支援条例の一部を改正する条例であります。これは、村内企業の支援期間を1年間延長して平成28年3月31日まで延長する改正であります。

議案第63号は、平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）であります。既定予算総額に371万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を66億5,093万6,000円といたしました。歳出の内訳は、商工費として371万円です。なお、これらを賄う財源として基金繰入金を充当するものであります。

議案第64号は、監査委員の任命につき同意を求めることです。飯舘村関沢字大橋115番地、伊東 利さんを飯舘村の監査委員に任命したいので、議会の同意を求めたいのであります。

以上が今回提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

再開は14時00分といたします。

（午後1時31分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

#### ◎日程第12、議案第62号 飯舘村企業立地支援条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第62号飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます

これから議案第62号飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号飯館村企業立地支援条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第63号 平成25年度飯館村一般会計補正予算（第4号）

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第63号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。佐藤八郎議員。

7番（佐藤八郎君） あえて歳出の部分で。この企業立地支援事業補助金の出す相手方の現状と、これからの雇用形態というか雇用、期待するものは何か伺っておきます。

議長（大谷友孝君） 生活支援対策課長。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今回、企業立地支援事業で支援する業者については、有限会社齊藤製作所ということでありまして。今回の条例改正で、3年間という期間の中で被新規雇用者の育成期間ということ、3年間準備期間として企業立地支援事業をやっていくということでありまして。

現在、9名の作業員、雇用者数がおありまして、これから5人ぐらいふやしていくという計画でございます。村としても人口定住化のため少しでもお役に立てるような企業を支援していくということで、今後も企業を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎議員。

7番（佐藤八郎君） 資本金と、この会社が今までも年間生産額といいますか、そういうものはどのぐらい。

議長（大谷友孝君） 生活支援対策課長。

生活支援対策課長（細川 亨君） 資本金の金額は300万円でございます。

年収の部分に関しましてはちょっと今資料、手持ちにありませんので。ちょっと調べますので、少々お待ちください。済みません。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

(午後2時04分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時14分)

議長（大谷友孝君） 生活支援対策課長。

生活支援対策課長（細川 亨君） 先ほどの佐藤八郎議員の質問にお答えいたします。

有限会社齊藤製作所の年商ですが、7,800万円になっております。以上です。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 今9名いらっしゃって、これから5名というお話ですけれども、何年度から5名の採用していくように今のところ計画あるんでしょうか。

議長（大谷友孝君） 生活支援対策課長。

生活支援対策課長（細川 亨君） 24年から26年の3カ年で5名ということでありませう。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ございませんか。佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） この補助金で5名の就業を見込む、定住促進になるという答弁をいただいたのですが、ご承知のとおり、菊池製作所が70人やめて99人村外から就業し、村民は1人だけ。このような状況が続いているわけなんです、この5人を見込むというのはどういふ、そういう状況を踏まえていらっしゃるのかどうか、まず伺います。

議長（大谷友孝君） 生活支援対策課長。

生活支援対策課長（細川 亨君） 企業には大企業、そして中小企業という形でいろいろな企業があると思いますが、今の菊池製作所が置かれている現状に関しましてはさまざまな要因がありまして、なかなか村内の雇用がうまくいかない。そういう中ではございますが、こういうふうな5人雇用するというふうな企業であっても、少なからず村の村民を雇用していただくということについては少しでも前向きな企業には支援をしていくというふうな部分では、村でも少しでも企業の支援を進めていかなければならないのかというふうな形で今回提案させていただきました。以上でございます。

議長（大谷友孝君） 副村長。

副村長（門馬伸市君） この前、企業立地審議会を開きましたが、その前に社長のお話ですとその5名なる方は今目星がついている、めどがついているということで、何人かは事前に研修も今福島市内で仮設でやっていますけれども、そちらのほうで訓練をしているということですので、間違いなく28年に操業するときにはその5名は、全部村内かどうか私わかりませんが、村内の方を中心という話でありました。

議長（大谷友孝君） 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 菊池製作所の現状を踏まえ、白石のハヤシ製作所、それから残してきたところも同じなんです、村民が働く意欲をなくしている。このことは今度見えてきたんだらうというふうな思われであります。それで、例えば菊池の99人の話ですけれども、この方々の新しい形での定住策というものを今後の復興計画の中でも相当強く出していかなければならないのではないかとこの辺に私思いますが、この辺についてはどのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

議長（大谷友孝君） 副村長。

副村長（門馬伸市君） 今のお話は、確かに深刻な問題です。村内の方が職場から離れていくというのは菊池製作所に限らずいいたてホームしかり、ハヤシ製作所のほうの話も聞いています。ですから、要因としては放射線量のことが一方ではあって、また一方では賠償の部分がかかわっているということで、今除染作業をやっているわけですが、村内の方よりは村外の方の定着率が高くて、村内の方がやめているというのも企業と除染と全くイコールではありませんが、そういう傾向にあります。したがって、復興計画の中でも雇用の確保というのがこれから最大の課題になってくるというふうに思っています、確かにそれぞれ戻る、戻らないのそれぞれの考え方はありますけれども、村の将来を考えたときにできるだけ元の村に戻りたいというのは、これは村だけではなく村民の大方の方もそういうふうに考えている方も多いのではないかとこんなふうに思っています、そういう意味では第4版のこの復興計画の中にそういうちょっと先を見据えた産業振興、いわゆる雇用の確保、村内での雇用の確保、そういうのも十分に盛り込んでいかないと村の復興にはつながっていかないとこういうふうなことだというふうに思っています、確かにただいまご指摘いただいた部分については村としての大きな課題でもありますし、十分その辺のところを考えながら、振興を図っていかねばとこんなふうに思っています。

議長（大谷友孝君） 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 戻る、戻らない、しばらくは戻らないというよりも、戻る人と戻らない人、それからどちらにしたらいいかわからないという人がふえているという話も聞いています。それで、もう一方でじいさんばあさんだけ帰ってどうするんだという話をしている人も今いっぱいいます。ですから、私は菊池製作所で見た100人を補充したところが99人は村外の人であったという、これを重く受けとめなければならないと思うんです。これからの村づくりの中ではそういう方も積極的に入れていく。そして、この人たちを今度は定住させるというところに政策の力点を置かなければならないのではないかとこのように思っているんです。そういう意味ではもっと大胆に、今までの定住策というのは全く役立たないわけでありますから、新しい形のこういう村外から来る方々をどういうふうに定住させるのか、その辺の議論と計画づくりが今求められているのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大谷友孝君） 副村長。

副村長（門馬伸市君） 全く現状からすればそのとおりだというふうに思っています。ですから、高齢者の話もありましたが、高齢者は高齢者としての雇用の場というのはこれから真剣に取り組んでいかないと、ただ帰って何もしないでというわけにはいきませんので、高齢者のための雇用の場というんですが、これから真剣に考えていく。一方では、現在の若者の村内に残って頑張っている企業のその雇用、必ずしも村民が主体にというふうに行くかどうかというのも不透明な話でありまして、確かに残って頑張っている村民の中では、ここでとにかく頑張って皆さん戻ってくるまで私らは頑張らなければならないんだという強い意思を持って今企業で働いている人も結構多くいます。私も話を聞いた中では、とにかくみんなが戻ってくるまで我々がここでリタイアしたのでは村はもたないという強



い信念の方もおられるようでありますので、そういう方も一方では支えながらよそから村に通って事業所に、あるいは企業に勤められている方も結構ふえているということでもありますので、そういう方はそういう方で、また一方では支えていく。例えば住宅です。村外から通って事業所に今勤めておられる方はかなり通勤距離が長くてという話もしていますので、一方ではそういう住宅の整備であるとか村外から来やすい、勤めやすい環境も一方ではつくっていく必要があるのかとこんなふうに思っています、なかなか口では簡単ですが、いろいろ取り組む際には難しい課題もあるかというふうに思いますが、今のお話は確かに現状から見てそのとおりだというふうに思っていますので、それらの課題の解決に向けて今後復興計画の第4版に少しでも盛り込んでいければとこんなふうに思っております。

議長（大谷友孝君） 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 戻る人のための今話を答弁いただきました。村外から入ってくる、これは私は大きな発見だと思う。ということは、きちんとした仕事さえあれば人は集まるということを実証したわけなんです。幾ら放射能があっても、ですから、ここを捉えないとダメなのではないかというふうに私は思っています。戻る人は、アンケート調査ですから余り信頼性はないんですけども、半分しか戻らないという状況が今起きています。でも、あの村にいい仕事があればこれに参入する、入ってくるという外部の人たちもいるということなんです。この基本はいい仕事さえつくっていけば人は集まってくるという裏返しだと思うんです。このところを戻る人のための政策を打つ一方、周りから入ってくる人たちの定住促進というものをきちんと見据えていかなければならないのではないかと、私うんと強く感じているんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（大谷友孝君） 副村長。

副村長（門馬伸市君） 私、前に今お答えしたのは戻ってくる人だけのことでなく、よそから来ている方のための勤務条件なり待遇なりそういう話もしたつもりでありました。住宅、一つの例として住む環境です。そういう話もしました。ですから、一方的な戻の話だけではなく、そういう貴重な方々もおられるわけですから、一方では皆さんのそういうよそから来ている方々のどういう勤務環境があれば勤めやすいのか。それは会社だけにお願いするということではなく、村も積極的にそう対応をしていく。

ただ、残念なのはこんな話があります。結局、村内で頑張っている企業、その下に出しているわけですからその親会社です。飯舘村で製品をつくっているその製品は、出荷拒否みたいな形で制限をされているという話が一部私も聞いています。それは結果で間違いなく何か放射線量の影響があって受け取れないというのであれば、これはまた別ですけども、何の影響も検査の結果なくて、いわゆる風評被害です。そういう形で村内でやれなくなっているという、そんな話もちょっと聞いています。ですから、一方ではそういう不信を払拭するための、これは村だけではどうしようもないわけで、県なり国なり風評被害対策、食べ物だけではないんです。製品、製造業の製品もそういう形で拒否されるという例が出てきているので、それは県なり国なりがしっかりと放射能に対する知識、認識です。何も影響ないのに出せないというわけではないので、食べ物の場合は全部検査しているんだ

けれども、大丈夫だと言っても風評被害遭っているというので、それが食べ物以外のものにも出ているというのは全く残念なんですけれども、これは一方ではそういうのは払拭していかなければならないとこんなふうに思っていて、今ご指摘いただいた件については十分大切な部分だと思しますので、対応をしていきたいとこんなふうに思っております。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号平成25年度飯館村一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第64号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（大谷友孝君） 日程第14、議案第64号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、伊東 利君は地方自治法第117条の規定によって除斥されますので、退場を求めます。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第64号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

伊東 利君の入場を求めます。

お諮りします。先ほど提出されました発議第12号飯館村議会広報編集特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1、発議第12号 飯館村議会広報編集特別委員会の設置について

議長（大谷友孝君） 追加日程第1、発議第12号飯館村議会広報編集特別委員会の設置につい

てを議題にします。

提出者の説明を求めます。9番飯樋善二郎君。

9番（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました飯館村議会広報編集特別委員会の設置について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1つ、本会議に議会広報誌を発行するため特別委員会を設置し、6人の委員で構成するものとする。

1つ、議会は飯館村議会広報編集特別委員会に対し次の調査事項を付託する。

(1) 議会広報誌の発行に関すること

(2) 議会広報誌の編集に関すること

3番、飯館村議会広報編集特別委員会は、平成29年9月29日までとし、議会の閉会中も議会広報誌に関する行動を行うことができるものとする。設置日は平成25年10月2日いたします。以上です。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

飯樋善二郎君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第12号飯館村議会広報編集特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号飯館村広報編集特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました飯館村議会広報編集特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって1番高野孝一君、2番渡邊計君、3番菅野新一君、4番北原 経君、5番松下義喜君、9番飯樋善二郎君、以上の6人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。本会議終了後、議員控え室に飯館村議会広報編集特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

お諮りします。先ほど提出されました発議第13号高速自動車道整備促進特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第13号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第2、発議第13号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について

議長（大谷友孝君） 追加日程第2、発議第13号高速自動車道整備促進特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。9番飯樋善二郎君。

9番（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました高速自動車道整備促進特別委員会の設置について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1、本議会に高速自動車道の整備を促進するため特別委員会を設置し、10人全員で構成するものとする。

2つ、議会は高速自動車道整備促進特別委員会に対し次の調査事項を付託する。

（1）高速自動車道の建設促進に関すること。

（2）高速自動車道の整備に関すること。

3、高速自動車道整備促進特別委員会は調査が終了するまでとし、議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。設置日は平成25年10月2日とする。以上です。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

飯樋善二郎君、自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第13号高速自動車道整備促進特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第13号高速自動車道整備促進特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

本会議終了後、議場に高速自動車道整備促進特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

お諮りします。先ほど提出されました発議第14号分収造林の分収割合等調査特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第14号を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第3、発議第14号 分収造林の分収割合等調査特別委員会の設置について

議長（大谷友孝君） 追加日程第3、発議第14号分収造林の分収割合等調査特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。9番飯樋善二郎君。

9番（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました分収造林の分収割合等調査特別委員会の設

置について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1、本議会に財団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更についてを調査するため、特別委員会を設置し6人で構成するものとする。

2、議会は分収造林の分収割合特別委員会に対し、次の調査事項を付託する。

(1) 財団法人福島県林業公社の実態調査に関すること。

(2) 分収造林の分収割合等の調査に関すること。

3、分収造林の分収割合調査特別委員会は調査が終了するまでとし、議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。

4、設置日は平成25年10月2日とする。以上です。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

飯樋善二郎君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第14号分収造林の分収割合等調査特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第14号分収造林の分収割合等調査特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

本会議終了後、会議室に分収造林の分収割合等調査特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

お諮りします。先ほど提出されたました発議第15号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第15号を日程に追加し、追加日程第4として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第4、発議第15号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 追加日程第4、発議第15号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

提出者の説明を求めます。5番松下義喜君。

5番（松下義喜君） ただいま議題となりました議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、別紙朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年飯館村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。議員報酬は毎月21日（その日が休日、日曜日または土曜日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日、日曜日または土曜日でない日）に支給する。附則に次の1項を加える。

2、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額が平成25年10月1日から平成29年9月29日までの間において第2条の規定にかかわらず、そのものに対応する別表に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は別表に掲げる議員報酬月額とする。

附則、この条例は交付の日から施行する。以上であります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

松下義喜君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） ただいま提案された議案に対して、私は平成23年6月に報酬を20%削減し、この震災があつてからずっと村民に寄り添って暮らしている1人として、ここに至つて10%報酬を増額しているというのは村民に対しては私としては理解を得られるものではないということで、この増額には反対をするものであります。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかに討論はありませんか。北原 経君。

4番（北原 経君） 私は今回震災が起きたことでかなり議員の仕事がふえておりまして、何倍も何倍もの仕事ですので、今まで20%の減だったものが10%の減となりますか、現実的には。それに関しましては賛成です。

議長（大谷友孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから発議第15号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立7名、多数です。よつて、発議第15号議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

先ほど、議会運営委員会から委員会の閉会中の継続審査の件が提出されました。

お諮りします。委員会の閉会中の継続審査の件は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よつて、委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第5として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 追加日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題にします。

議会運営委員会から地方自治法第109条の2第3項の規定による事項について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第15、議員の派遣の件について

議長（大谷友孝君） 日程第15、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第7回飯館村議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時53分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年10月2日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷友孝

同 会議録署名議員 高野孝一

同 会議録署名議員 渡邊計

同 会議録署名議員 菅野新一